



第 7 章

計画の推進に向けて



1 障害者福祉に関する行政等の体制の整備

障害者福祉施策の総合的な推進のため、保健・福祉・教育・雇用・まちづくりなど、関係部署、ならびに区役所以外の雇用関係機関や教育関係機関、福祉関係機関等との連携を進めます。

2 区と区民・関係団体等との連携の推進

(1) 障害者団体等との連携、参加・参画の推進

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定及び実施にあたって、障害者団体や関係団体との連携、ならびに障害者団体等の参加・参画を進めます。また、地域自立支援協議会との連携を進めます。

(2) ボランティア団体、サービス提供事業者、区民等との連携の推進

本計画の基本理念の一つである共生社会の実現に向けて、区民の理解を醸成するとともに、ボランティア団体、サービス提供事業者、区民等との連携を進めます。

3 計画の進行管理と評価

本計画の実施にあたっては、江東区障害者計画等推進協議会において、計画の進行管理や点検・評価を行います。

P D C A サイクルに基づき、原則として1年に1回、各施策における事業の進捗状況の点検や、課題・今後の方向性等の検討を定期的に行い、計画の中間評価として分析・評価するとともに、障害者・障害児のニーズ、国及び都の動向や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

中間評価については、江東区障害者計画等推進協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

また、障害福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化、複雑化に対応するため、障害者団体との意見交換、利用者等へのニーズ調査などにより、施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。



資料編



1 計画の審議経過

(1) 江東区障害者計画等推進協議会

●● 計画の審議経過 ●●

年度	開催日	内容
令和4年度	第1回 令和4年8月3日	(1) 江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について (2) 障害者実態調査について
	第2回 令和4年12月12日	(1) 障害者実態調査結果（速報）について (2) 障害者計画等の計画期間の見直しについて
	第3回 令和5年2月27日	(1) 障害者実態調査結果の概要について (2) 障害者総合支援法等の改正について (3) 令和5年度の江東区障害者計画等推進協議会について
令和5年度	第1回 令和5年6月27日	(1) 江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について (2) 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的考え方～基本目標（案）について
	第2回 令和5年10月31日	(1) 団体説明会実施報告について (2) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）について (3) 計画素案に対するパブリックコメント等の実施について
	第3回 令和6年1月22日	(1) パブリックコメントの実施状況について (2) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について
	第4回 令和6年2月26日	(1) 令和6年度江東区予算案について (2) 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について

(2) 江東区障害者計画等推進協議会庁内計画推進委員会・幹事会

●● 計画の審議経過 ●●

年度	開催日	内容
令和4年度	第1回 令和4年8月3日 ※書面開催	(1) 江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について (2) 障害者実態調査について
	第2回 令和4年12月12日 ※書面開催	(1) 障害者実態調査結果（速報）について (2) 障害者計画等の計画期間の見直しについて
	第3回 令和5年2月27日	(1) 障害者実態調査結果の概要について (2) 障害者総合支援法等の改正について (3) 令和5年度の江東区障害者計画等推進協議会について
令和5年度	第1回 令和5年5月18日	(1) 当協議会について (2) 次期計画の策定スケジュールについて (3) 次期計画の構成、策定概要について (4) 江東区障害者実態調査の結果について (5) 現計画の評価について
	第2回 令和5年6月27日	(1) 江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について (2) 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的考え方～基本目標（案）について
	第3回 令和5年10月31日	(1) 団体説明会実施報告について (2) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）について (3) 計画素案に対するパブリックコメント等の実施について
	第4回 令和6年1月22日	(1) パブリックコメントの実施状況について (2) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について
	第5回 令和6年2月26日	(1) 令和6年度江東区予算案について (2) 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について

※令和4年度第3回、令和5年度第2回～第5回については、江東区障害者計画等推進協議会との合同開催。

2 パブリックコメント及び区民説明会の実施結果

(1) パブリックコメント

●● パブリックコメントの実施結果 ●●

項目	内容
意見の募集期間	令和5年12月1日～12月22日
周知方法	① 区報12月1日特集号に概要を掲載 ② 区ホームページに計画素案（全文）を掲載 ③ 障害者施策課窓口、こうとう情報ステーション、保健所・各保健相談所、各出張所、各図書館、各区立障害者施設に、計画素案（全文）の冊子を備え置き、供覧
意見の提出方法	① 郵送（区報掲載のハガキ等） ② ファックス ③ 区ホームページ・メールからの提出 ④ 障害者施策課窓口への提出
提出人数	56人
提出意見数	73件

(2) 区民説明会

●● 区民説明会の実施結果 ●●

項目	内容
実施概要	4回開催、参加者12人
開催日程・場所・参加者数	① 令和5年12月12日(火) 14:00～15:00 豊洲文化センター第2研修室、参加者4人 ② 令和5年12月14日(木) 14:00～15:00 総合区民センター7階第5会議室、参加者3人 ③ 令和5年12月15日(金) 19:00～20:00 江東区文化センター6階第1・2会議室、参加者1人 ④ 令和5年12月20日(水) 14:00～15:00 江東区文化センター5階第6・7会議室、参加者4人

3 江東区障害者計画等推進協議会設置要綱

平成19年10月1日
19江保障第1437号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき策定した江東区障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づき策定した江東区障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づき策定した江東区障害児福祉計画に関する総合的な施策の推進を図るため、江東区障害者計画等推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 江東区障害者計画、江東区障害福祉計画及び江東区障害児福祉計画の推進に関し必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員24人以内の者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療、教育又は福祉等の職に従事する専門家
- (3) 障害者団体が推薦する者
- (4) 事業主及び地域代表
- (5) 公募区民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌々年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 会長は、推進協議会を招集し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、推進協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 第2条の所掌事項について、具体的かつ専門的な調査及び検討を行うために、推進協議会に部会を置くことができる。

2 部会の座長及び委員は、第3条に定める委員のうちから会長が指名する。

3 部会は、座長が招集し、会務を総理する。

(庁内計画推進委員会)

第7条 推進協議会を補佐するため、庁内計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員長は、障害福祉部長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を招集し、会務を総理する。

(庁内計画推進委員会幹事会)

第8条 委員会を補佐するため、庁内計画推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会の幹事長は、障害福祉部障害者施策課長をもって充てる。
- 3 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 幹事長は幹事会を招集し、会務を総理する。
- 6 幹事会は、必要に応じて専門分野別に会議を開くことができる。

(庶務)

第9条 推進協議会、部会、委員会及び幹事会の庶務は、障害福祉部障害者施策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

別表第1（第7条関係）

政策経営部長
総務部長
地域振興部長
福祉部長
保健所長
こども未来部長
都市整備部長
土木部長
教育委員会事務局次長

別表第2（第8条関係）

政策経営部企画課長
政策経営部計画推進担当課長
政策経営部財政課長
総務部防災課長
地域振興部スポーツ振興課長
福祉部福祉課長
福祉部長寿応援課長
福祉部地域ケア推進課長
福祉部介護保険課長
障害福祉部障害者支援課長
保健所健康推進課長
保健所保健予防課長
こども未来部こども家庭支援課長
こども未来部養育支援課長
こども未来部保育計画課長
こども未来部保育課長
都市整備部都市計画課長
土木部地域交通課長
教育委員会事務局教育支援課長

4 江東区障害者計画等推進協議会委員名簿

分野（人数）	団体・法人名称 役職	氏名	備考
学識経験者	ルーテル学院大学 総合人間学部 教授	高山 由美子	会長
医師	江東区医師会 理事	野木村 一郎 (令和5年10月30日迄) 舘 桂一郎 (令和5年10月31日から)	副会長
団体代表 (6名)	江東区身体障害者福祉団体連合会 会長	高橋 久子	
	江東区視覚障害者福祉協会 会長	中山 利恵子	
	江東区聴覚障害者協会 総務部長	郷 芳昭	
	江東区手をつなぐ親の会 会長	会田 久雄	
	おあしす福祉会 理事長	平松 謙一	
	江東区難病団体連絡会 会長	橋本 実千代	
町会連合会	富岡地区連合町会 会長	鈴木 邦夫 (令和5年3月31日迄) 向井 眞幸 (令和5年6月27日から)	
民生・児童委員	民生・児童委員協議会 障がい福祉部会 会長	葛西 早苗 (令和5年2月26日迄) 岡村 正枝 (令和5年2月27日から)	
ボランティア	江東ボランティア連絡会 運営委員	宮崎 英則	
社会福祉協議会	江東区社会福祉協議会 事務局長	伊東 直樹	
ホームヘルプ 事業者（2名）	訪問介護・障害者（児）支援事業所カレッジケア 代表取締役	高舘 麻貴	
	江東区医師会 訪問看護ステーション 所長	原田 博美	

分野（人数）	団体・法人名称 役職	氏名	備考
施設事業者 （4名）	ゆめグループ福祉会 理事	中村 幸江	
	江東区東砂福祉園 園長	中村 保夫 （令和5年3月31日迄） 林 英彦 （令和5年6月27日から）	
	のびのび福祉会 理事	保田 雄司	
	江東楓の会 理事長	伊藤 善彦	
障害児施設 事業者	こどもの発達療育研究所 理事長	田村 満子	
就労支援	木場公共職業安定所 雇用開発部長	橋本 貴幸 （令和5年3月31日迄） 鳥澤 剛 （令和5年6月27日から）	
企 業 （2名）	株式会社メトロフルール 取締役	長澤 祐介	
	ALSOKビジネスサポート株式会社 代表取締役	松風 幸二 （令和5年9月30日迄） 遊塚 実 （令和5年10月1日から）	
区民委員 （2名）	公募区民	杉田 啓之	
	公募区民	加藤 弘美	

江東区障害者計画・
江東区第7期障害福祉計画・
江東区第3期障害児福祉計画

発行：江東区

編集：江東区 障害福祉部 障害者施策課

住所：〒135-8383

東京都江東区東陽4-11-28

電話番号：03-3647-4749 FAX番号：03-3699-0329

発行年月：令和6年3月 印刷物登録番号（5）79号



KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

江東区障害者計画・
江東区第7期障害福祉計画・
江東区第3期障害児福祉計画

